

平成 30 年度

水国浄 第 30—1 号

国見浄水場排水汚泥運搬業務委託

特 記 仕 様 書

国見浄水課 国見浄水場

# 目 次

## 第1章 一般事項

1. 適用範囲
2. 共通仕様書との関連
3. 業務履行の場所
4. 業務履行期限
5. 運搬量及び運搬回数
6. 支払条件
7. 業務の再委託
8. 提出書類
9. 安全対策
10. 作業時間
11. 既設建造物の保全
12. 入場許可証及びネームプレートの着用について
13. 受注者の事業範囲
14. 運搬過程における積替・保管の禁止
15. 適正処理に必要な情報の提供
16. 契約解除時の未処理産業廃棄物の取扱い
17. 安全管理について
18. 配置技術者の雇用関係について

## 第2章 業務内容

1. 業務概要
2. 業務の範囲
3. 産業廃棄物管理票（マニフェスト）
4. 業務履行にあたっての留意点

# 第 1 章 一 般 事 項

## 1. 適用範囲

本特記仕様書は、「水国浄第30-1号 国見浄水場排水汚泥運搬業務委託」に適用するものである。

## 2. 共通仕様書との関連

- 1) 本特記仕様書に記載していない事項については、仙台市水道局（以下「局」という）制定の「維持管理業務委託共通仕様書」に基づくものとする。
- 2) 本特記仕様書と「維持管理業務委託共通仕様書」との間に相違点があれば、局と受注者との間で協議するものとする。

## 3. 業務履行の場所

仙台市青葉区国見6丁目12  
仙台市青葉区芋沢字中原24

仙台市水道局 国見浄水場排水処理棟  
仙台市水道局 中原浄水場天日乾燥床

## 4. 業務履行期限

本業務の履行期限は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

## 5. 運搬量及び運搬回数

本業務の予定運搬量は、年約6,800 m<sup>3</sup>とする。通常は濃縮汚泥貯留槽より月400 m<sup>3</sup>程度の運搬量とし、濃縮槽からの搬出も加えた月は1,400 m<sup>3</sup>程度の運搬量とする。

運搬回数は通常（濃縮汚泥貯留槽からの運搬）は週2回程度とし、濃縮槽からの搬出も加わる月（年2回程度）は、濃縮槽汚泥が無くなるまで毎日運搬を行うものとする（土日祝日を除く）。

諸般の事情により運搬量及び運搬回数を変更する場合があるが、予定数量の保証は行わない。

## 6. 支払条件

本契約は、m<sup>3</sup>あたりの単価契約とする。

本業務においては、契約金の支払いは12回とし、月毎の部分完了後支払うものとする。なお、毎月の支払い額については、運搬量に契約金額を乗じた額に消費税相当額を合わせたものとする。

## 7. 業務の再委託

受注者は、業務の一部を第三者に再委託する場合は、書面により発注者の承諾を得なければならない。

## 8. 提出書類

本業務においては、下記の書類を提出しなければならない。

- 1) 「維持管理業務委託共通仕様書」に様式が定められたもの
  - [1] 着手届
  - [2] 業務担当者届
  - [3] 経歴書
  - [4] 業務履行計画表
  - [5] 業務計画書
  - [6] 業務履行報告書（単価契約に基づく出来高払い用）  
業務の報告書類（写真等）とするものを添付
  - [7] 業務完了届
  - [8] 委託業務成果物引渡書
  - [9] その他、提出の必要が生じたもの
- 2) 「維持管理業務委託共通仕様書」に様式の定めがないもの
  - [1] 使用車両の車検証の写し
  - [2] 作業従事者の当該運搬車両に適した運転免許証の写し
  - [3] 産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し
  - [4] 産業廃棄物管理票（マニフェスト）
  - [5] 請求書
  - [6] 必要が生じ、監督員が指示したもの

## 9. 安全対策

受注者は、労働安全衛生に関する諸法規に基づき、安全衛生に関する専任管理者を定めて所定の手続きを行うと共に、最善の注意による安全衛生管理を受注者の責任において行わなければならない。

## 10. 作業時間

作業時間は、原則として午前8時30分から午後5時までとし、土曜日、日曜日及び祝日は行わないものとする。ただし、前記以外の時間に作業を行う必要が生じた場合は、監督員と協議の上決定するものとする。

## 11. 既設構造物の保全

本業務を履行するにあたっては、既設構造物の保全に充分注意しなければならない。  
万一、既設構造物に破損等の事故を起こした場合は、局の指示により受注者の負担で補修を行わなければならない。

## 12. 入場許可証及びネームプレートの着用について

受注者は、作業現場内に入場する者全てについて、入場記録簿の提出及びネームプレート（入場許可証）等を着用させること。

※ネームプレート記載事項（該当項目以外は空欄）

- ①業務件名
- ②会社名（受注者）
- ③氏名
- ④履行期間（ \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日まで）

**13. 受注者の事業範囲**

受注者は、この事業範囲を証するものとして、許可証の写しを発注者に提出する。  
 なお、許可事項に変更があった時は、受注者は速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを提出する。

収集運搬に関する事業範囲（産廃）

氏名	
住所	
許可都道府県・政令市	
許可の有効期限	
事業範囲	
許可の条件	
許可番号	

**14. 運搬過程における積替・保管の禁止**

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の積替・保管を行わないものとする。

**15. 適正処理に必要な情報の提供**

(1) 発注者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報をあらかじめ受注者に提供する。

- ① 産業廃棄物の発生工程 . . . . . 浄水発生土
- ② 産業廃棄物の性状および荷姿 . . . . . 汚泥（3～10%程度）、バラ
- ③ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項 . 多少の水分の蒸発
- ④ 混合等により生ずる支障 . . . . . なし
- ⑤ その他取扱いの注意事項 . . . . . 保護メガネ、手袋着用等

(2) 発注者は、委託契約期間中の適正な処理及び事故防止ならびに処理費用の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、受注者に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。なお、受注者の業務及び処理方法に支障が生じるおそれのある性状等の変動が生じた場合は、別途協議のうえ決定するものとする。

(3) 発注者は、委託する産業廃棄物の産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という）の記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、受注者は委託物の引取りを一時停止しマニフェストの記載修正を発注者に求め、修正内容を確認のうえ委託物を引取ることとする。

## 16. 契約解除時の未処理産業廃棄物の取扱い

### (1) 受注者の義務違反により発注者が解除した場合

- イ 受注者は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本件契約に基づく受注者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬業務を自ら実行するか、もしくは発注者の承諾を得たうえ、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
- ロ 受注者が他の業者に委託する場合に、その業者に対する費用を支払う資金がない時は、受注者はその旨を発注者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
- ハ 上記ロの場合、発注者は当該業者に対し、差し当たり、発注者の費用負担をもって受注者のもとにある産業廃棄物の運搬を行わせるものとし、その負担した費用を受注者に対して償還を請求するものとする。

### (2) 発注者の義務違反により受注者が解除した場合

受注者は発注者に対し、発注者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物を、発注者の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは受注者の費用負担をもって発注者方に運搬したうえ、発注者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

## 17. 安全管理について

受注者は、本業務履行に関してリスクアセスメント(労働安全衛生法第 28 条第 2 項による)を実施し、リスクアセスメント実施一覧表(参考様式)を自由書式にて作成し、履行計画書の安全管理欄に記載すること。なお、同一一覧表に記載したリスク低減措置について、対応措置及び措置実施日を追記した一覧表と、措置実施が確認できる資料(写真、実施の記録等)をあわせて完了検査前に監督員に提出すること。

※厚生労働省リスクアセスメント等関連資料・教材一覧(参考資料)

[http://www.kensaibou.or.jp/data/pdf/leaflet/saigaiboushi\\_riskmanagement\\_manual.pdf](http://www.kensaibou.or.jp/data/pdf/leaflet/saigaiboushi_riskmanagement_manual.pdf)

(建設業版)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei14/index.html>

## 18. 配置技術者の雇用関係について

受注者は、業務担当者(主任技術者など)を定め、業務委託契約書第 2 条に基づく届出(変更を含む。)をする際には、主任技術者の経歴書及び免許証等の写しを添付するとともに、監督員に監理技術者資格者証(所有している場合)、健康保険被保険者証、健康保険被保険者標準報酬決定通知書又は市町村民税等の特別徴収税額通知書等(原則、原本とする)を提示し、直接的かつ恒常的な雇用関係があることの確認を受けるものとする。

## 19. その他

本業務の積算にあたっては仙台市設計労務単価表，下水道管路管理積算資料-2015-を使用して積算している。また、2017年12月単価を使用している。

## 第 2 章 業 務 内 容

### 1. 業務概要

本業務は、国見浄水場排水処理棟内の濃縮汚泥貯留槽及び濃縮槽から汚泥(3~10%)を強力吸引車に積込み、中原浄水場内の天日乾燥床に運搬、張込みするものである。

### 2. 業務の範囲

本業務の業務範囲は、国見浄水場排水処理棟内の濃縮汚泥貯留槽及び濃縮槽から濃縮汚泥を強力吸引車に積込み、中原浄水場内天日乾燥床まで運搬し、当該池に張込むまでとする。なお、汚泥の吸入に際して、濃縮汚泥貯留槽については付属している汚泥取出し用ホースにより行うものとする。濃縮槽については受注者によりホースを準備し、槽の中に入れて行うものとする。濃縮槽の汚泥積込みは、汚泥を容易に積込みできるまでとするが本局監督員の指示によるものとする。よって清掃は含まない。

また、汚泥の張込みは指定した天日乾燥床に張込み用のホースをセットし、それを強力吸引車に接続して張込むものとする。

運搬経路については、受注者が業務計画書で明示すること。

### 3. 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

受注者は、(社)全国産業廃棄物連合会の発行する産業廃棄物管理票（マニフェスト）をもって管理し、運搬ごとに記載し月末をもって集計し提出すること。

※記載事項

- |                   |  |
|-------------------|--|
| 1) 排出者            | 仙台市水道局<br>〒 982-0015 仙台市太白区南大野田 29 番地の 1<br>TEL 022-748-1111           |
| 2) 排出事業場          | 仙台市水道局国見浄水場排水処理棟<br>〒 981-0943 仙台市青葉区国見 6 丁目 12 番地<br>TEL 022-234-4236 |
| 3) 産業廃棄物の種類       | 汚泥   |
| 4) 数量             | 出来高ごと  |
| 5) 荷姿             | バラ   |
| 6) 産業廃棄物の名称       | 汚泥   |
| 7) 有害物質等          | なし   |
| 8) 処分方法           | 天日乾燥   |
| 9) 中間処理施設名        | 仙台市水道局中原浄水場<br>〒 989-3212 仙台市青葉区芋沢字中原 24<br>TEL 022-394-2507           |
| 10) 運搬受託者         | 契約書のとおり  |
| 11) 運搬先事業場及び処分受託者 | 9)に同じ  |
| 12) 最終処分の場所       | 別途契約   |



#### 4. 業務履行にあたっての留意点

- 1) 本業務においての運搬対象となる汚泥は産業廃棄物の対象となるので、業務遂行にあたっては廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びその他関係法令を遵守し適正に処理すること。
- 2) 業務上必要とされる特記なき機材及び消耗品雑材等は、受注者において全て準備すること。
- 3) 受注者は現場の保全に努め、積みこぼしや積み残し等には十分に注意すること。
- 4) 車両の道路通行にあたり、受注者は道路交通法を遵守し、一般車両、通行人、地域住民等の安全確保には十分に配慮し努めること。

以 上